

# 「地域密着型特定施設入居者生活介護」

## 重要事項説明書

ケアハウスえんれい草

# 「地域密着型特定施設入居者生活介護」 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(深川市指定 第 0197400088 号)

当施設はご利用者に対して特定施設入居者生活介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設の地域密着型特定施設入居者生活介護は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けておられない方はご利用できません。

## 目 次

1. 施設経営法人
  2. ご利用施設
  3. 居室の概要
  4. 職員の配置状況
  5. 特定施設入居者生活介護におけるサービス
  6. 施設ご利用料金について
  7. 利用料金のお支払方法
  8. 入居中の医療の提供について
  9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
  10. 事故発生時の対応
  11. 身体拘束廃止・虐待防止について
  12. 苦情の受付について
  13. 非常災害時の対策
  14. 施設利用にあたっての留意事項
- その他 別紙 1～10

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会医療法人 アンリー・デュナン会
- (2) 法人所在地 深川市あけぼの町1番1号
- (3) 電話番号 0164-23-0001
- (4) 代表者氏名 理事長 永倉 隆太郎
- (5) 設立年月日 昭和54年4月12日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定特定施設・平成24年5月29日指定  
第0197400088号
- (2) 施設の目的 地域密着型特定施設は、介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご利用者に特定施設入居者生活介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 ケアハウスえんれい草
- (4) 施設の住所 深川市4条12番6号
- (5) 電話番号 0164-26-1165
- (6) 管理者氏名 吉村 大祐
- (7) 当施設の運営方針 特定施設介護サービス計画に基づき、食事、排泄、入浴、機能訓練等の療養上の世話及び訓練を行い、入居者自身の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。また、地域との結び付きを重視した運営を行い、保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めることを運営の方針とする。
- (8) 開設年月日 平成24年6月1日
- (9) 入所定員 29人

### 3. 居室の概要

(1) 居室等の概要 当施設では下記の居室をご用意しています。

居室の設備・種類	室数	備考
1人部屋	29室	1室面積21.7㎡(トイレ・洗面所を含む)
食堂	2室	各階フロアに専用食堂
浴室(各階)	6室	一般浴各階2室、小浴室1階、特別浴槽1階
機能訓練室	1室	2階フロア

※上記は、厚生労働省が定める基準により、ケアハウス(地域密着型特定施設入居者生活介護)に設置が義務付けられている施設・設備です。

※居室の変更：ご利用者から居室の変更希望があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。(一時介護室の利用も含む)その際は、ご利用者やご家族等と協議の上、同意いただいてから変更するものとします。

### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置します。

(1) 職員の職種と配置人員

1. 管理者 1名以上
2. 生活相談員 1名以上
3. 看護職員 1名以上
4. 介護職員 9名以上
5. 計画作成担当者 1名以上
6. 機能訓練指導員 1名以上
7. 労務員 2名(非常勤)

(2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8:45 ~ 17:00 1名
	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 7:30 ~ 15:45 1名 日勤 8:45 ~ 17:00 3名 遅番 10:15 ~ 18:30 1名 夜勤 17:00 ~ 9:00 1名
生活相談員	8:45 ~ 17:00 1名

※土日や祝祭日、年末年始等は上記と異なります。

## 5. 特定施設入居者生活介護におけるサービス

### <サービスの概要>

#### (1) 介護保険の給付対象となるサービス

##### ①入浴

- ・ 定期入浴日は週3回です。

毎週 月・水・金 曜日に、3か所の浴室（機械浴を含む）で実施します。

※介助を必要としない方や、見守り程度で入浴が可能な方は、土日や祝祭日にも入浴いただけます。

##### ②食事

- ・ ご利用者の自立支援のため、離床し食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

- ・ 食事の時間は下記のとおりです。

朝食 8：00 ～

昼食 12：00 ～

夕食 18：00 ～

- ・ 外出等により食事が必要でない場合は、お早めにご連絡ください。
- ・ 特に医師の指示があった場合は、特別な食事を提供します。

##### ③生活支援援助

特定施設サービス計画に基づき、生活支援を行います。

##### ④排泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ⑤各種生活に関する相談・援助

ご利用者及びご家族の方からの各種相談に応じ、適切な助言をいたします。

##### ⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行う配慮をします。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

## 6. 施設ご利用料金について

介護保険給付対象サービスについて、国が定める負担割合に応じて利用料金をご負担いただきます（一定以上の所得のある方は2割負担又は3割負担となります）。

### (1) 介護保険給付対象サービス利用料金

#### ①介護サービス利用料

区分	国が定める 1日あたりの利用料金	国が定める負担割合に応じた 1日あたりの自己負担額
要介護1	5,460円	(1割負担) 546円
		(2割負担) 1,092円
		(3割負担) 1,638円
要介護2	6,140円	(1割負担) 614円
		(2割負担) 1,228円
		(3割負担) 1,842円
要介護3	6,850円	(1割負担) 685円
		(2割負担) 1,370円
		(3割負担) 2,055円
要介護4	7,500円	(1割負担) 750円
		(2割負担) 1,500円
		(3割負担) 2,250円
要介護5	8,200円	(1割負担) 820円
		(2割負担) 1,640円
		(3割負担) 2,460円

#### ②体制加算

		1割負担	2割負担	3割負担
科学的介護推進体制加算	1月につき	40円	80円	120円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月につき	10円	20円	30円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1日につき	22円	44円	66円
夜間看護体制加算(Ⅱ)	1日につき	9円	18円	27円
口腔栄養スクリーニング加算	※算定月・入所月・6月・12月 (入所月以降は6ヵ月経過後の算定月)	20円	40円	60円

#### ③個別加算

		1割負担	2割負担	3割負担
退院・退所時連携加算 ※1	1日につき	30円	60円	90円
退居時情報提供加算 ※2	1回に限り	250円	500円	750円

※1 退院・退所時連携加算については、病院等を退所した方が当施設に入所された日から30日に限り加算の対象となります。また、30日を超える病院や診療所への入院は退院後から30日に限り加算の対象となります。

※2 医療機関へ退居する入居者について、退居後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に加算の対象となります。

④処遇改善加算

	1割負担	2割負担	3割負担
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	注1	注1	注1

注1：①～③の合計料金に11%を乗じた額となります。

(2) 介護保険給付対象外のご利用料金

サービスの提供に要する費用(1か月)		ご本人の対象収入により算出。 別紙、利用料金表参照。
生活費(1か月)		46,324円
居住費(1か月)	5月～9月	34,300円
	10月～4月	42,550円(暖房費として8,250円が加算)
居室に係る水光熱費(1か月)		15,000円
衛生費		150円 / 日
日常生活品費		215円 / 日
医療機関受診付添費	協力医療機関	無料
	市内医療機関	1,800円 / 時間
	市外医療機関	1,800円 / 時間 +ガソリン代 220円 / km
移送費	市内	1,100円 / 回(往復)
	市外	220円 / km
移送時付添費(施設職員付添)		1,000円 / 回
医療保険適用外自費検査料(感染症等)		実費
買い物代行費		1,100円 / 回
金銭管理費		110円 / 日
レクリエーション費		55円 / 回
オムツ代・消耗品等(紙パンツ、尿取りパッド等含む)		実費
行事・趣味材料費 (新年会、敬老会、クリスマス会など各種施設内行事)		実費
電話・インターネット接続費及び使用料		実費
理美容サービス		実費
客膳費(ご家族等への食事提供費用)		700円 / 一食
寝具使用料(ご家族等が宿泊し、施設の寝具を使用される場合)		484円 / 一泊

### (3) 介護保険負担割合証について

\*毎年発行されます介護保険負担割合証は、当施設にて負担割合証を確認させていただいた後、ご本人様又はご家族様にお渡しいたします。（毎年7月下旬に深川市より発行）

## 7. 利用料金のお支払方法

料金・費用につきましては、1か月ごとに精算しますので、翌月末日までに下記の方法でお支払ください。

- ・口座引き落とし 指定されたご利用者又は身元保証人の口座より、毎月自動引き落としさせていただきます。  
※北洋銀行は毎月21日・北空知信金は毎月15日引き落とし  
引き落とし日が休業日の場合は翌営業日となります。  
※入金確認後、領収書を発行いたします。

## 8. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。

協力医療機関（歯科を含む）

医療機関の名称	社会医療法人アンリー・デュナン会 深川第一病院 院長 林 憲雄
所在地	深川市あけぼの町1番1号 ☎ 0164-23-3511
診療科	内科・消化器科・糖尿病専門外来・リハビリテーション科・眼科・歯科・ 歯科口腔外科

## 9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- ①事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ②施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ④ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑤事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

ご利用者の要介護認定が自立と判定された場合、特定施設入居者生活介護のサービスを受けることはできませんが、ケアハウス入所は継続することができます。生活相談員にご相談ください。

### (1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する7日前（※最低7日）までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④事業者が、正当な理由なく本契約に定める特定施設入居者生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者が故意または過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所をしていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は他の利用者等の生命・身体・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。
- ④ご利用者が、連続して3か月を超えて病院に入院した場合もしくは他の介護保険施設へ入所した場合

#### \*利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下のとおりです。特定施設入居者生活介護サービス費は発生しません。但し、サービスの提供に要する費用と、ケアハウス入居費用が発生します。入院等が長引く場合は生活相談員にお申し出ください。

### (3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 10. 事故発生時の対応

当施設は、ご利用者に対する特定施設入居者生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、ご利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、当施設がご利用者に対して行った特定施設入居者生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 11. 身体拘束廃止・虐待防止について

当施設は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件すべてを満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人またはご家族に十分説明を行います。またその態様および時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、ご家族等の要求がある場合および行政機関等の指示等がある場合には、開示します。

また、身体拘束廃止・虐待防止のために以下の取り組みを実施しています。

- ・虐待防止の担当者を1名選任します
- ・苦情解決体制の整備
- ・職員会議にて、定期的に虐待防止のための啓発・周知
- ・身体拘束廃止のための指針、並びに虐待防止のための指針の整備
- ・身体拘束廃止について年2回以上、虐待防止について年2回以上の研修実施
- ・「身体拘束廃止・虐待防止委員会」の3ヵ月に1回以上の開催
- ・虐待が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、保証人または利用者のご家族、および行政機関への速やかな報告

## 12. 苦情の受付について

### (1) 苦情処理の手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため、必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します）

### (2) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 小笠原 真一
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00 ~ 17:00
- ご利用方法 電話 0164-26-1165  
面接 当施設相談室

(3) 行政機関その他苦情受付機関

深川市 高齢者支援課介護保険係	所在地 深川市2条17番17号 電話 0164-26-2238
北海道 国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館内 電話 011-231-5161

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画に則り対応を行います。	
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練、年1回自然災害を想定した防災訓練を、利用者の方も参加して行います。	
	設 備 名 称	
	スプリンクラー	防火扉・シャッター
	避難階段	屋内消火栓
	自動火災報知機	ガス漏れ探知機
	誘導灯	消火器
消防計画等	深川消防署への届出日：令和7年4月1日 防火管理者：小笠原 真一	

14. 施設利用にあたっての留意事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。 また、入居後1年を経過された場合カーテンの洗濯料、1年未満の場合はレースカーテンの洗濯料をご負担願います。
喫 煙	敷地内並びに施設内は全館禁煙です。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
所持品の管理	現金や所持品は自己の責任で管理してください。万が一、紛失等が発生した場合、当施設は一切その責任を負いかねます。金銭管理に不安がある方は施設でお預かりすることも可能(別途、金銭管理費が発生)です。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
ご夫婦での入居について	ご夫婦での入居は、ご夫婦ともに要介護認定を受けている、あるいはご夫婦のどちらかが要介護認定を受けていれば入居は可能です。 なお、ご夫婦のどちらかが要介護認定を受け入居されている方で、要介護認定を受けている方が退居された場合には、要介護認定を受けていない方も同時に退居していただくこととなります。

## そ の 他

- 別紙 1 利用料金表（特定入所 1割負担者用）
- 別紙 2 利用料金表（特定入所 2割負担者用）
- 別紙 3 利用料金表（特定入所 3割負担者用）
- 別紙 4 利用料金表（一般入所者用）
- 別紙 5 介護保険給付対象外ご利用料金の算定方法
- 別紙 6 個人情報保護方針
- 別紙 7 個人情報の利用目的
- 別紙 8 重度化した場合における対応の指針
- 別紙 9 カスタマーハラスメント防止について
- 別紙 10 利用者様並びにご家族様へ

ケアハウスえんれい草 利用料金表（特定入所 1割負担者用）

R7/2/1 改訂

サービスの提供に要する費用	生活費	居住費 (※1)		本人負担		介護費用1割負担額（1か月30日で計算）(※2)					居室に係る 水光熱費他 (※3)	
		5月～9月	10月～4月	小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
対象収入												
150万円以下	10,000	90,624	98,874	98,874	546円/日	614円/日	685円/日	750円/日	820円/日			
160万円以下	13,000	93,624	101,874	101,874								
170万円以下	16,000	96,624	104,874	104,874								
180万円以下	19,000	99,624	107,874	107,874								
190万円以下	22,000	102,624	110,874	110,874								
200万円以下	25,000	105,624	113,874	113,874								
210万円以下	30,000	110,624	118,874	118,874								
220万円以下	35,000	115,624	123,874	123,874								
230万円以下	40,000	120,624	128,874	128,874								
240万円以下	45,000	125,624	133,874	133,874								
240万円超	51,900	132,524	140,774	140,774								15,000

※1) 10月～4月までは暖房費として毎月8,250円が居住費に加算されます。

※2) 科学的介護推進体制加算(40円/月)・生産性向上推進体制加算Ⅱ(10円/月)・サービス提供体制強化加算Ⅰ(22円/日)・夜間看護体制加算Ⅲ(9円/日)・介護職員等処遇改善加算Ⅲ(11%/月)を含みます。

その他に口腔栄養スクリーニング加算が入所時、6カ月に1回(20円/月)が加算されます。(算定期月…入所月・6月・12月)(入所月以降は6ヵ月経過後の算定期月)

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から退院・退所され、えんれい草に入居された方が入居から30日に限り(30円/日)が加算されます。

入居後30日を超える病院や診療所への入院は退院後から30日に限り(30円/日)が加算されます。

医療機関へ退居する入居者へ退居後の心身の状況、生活歴等を示す書類を提供した場合に退居時情報提供加算として(250円)が加算されます。

※3) 居室で使用する水道・電気・ガス・ゴミ処分費用・町内会費を指し、一律料金となります。

○その他利用料金

衛生費(マットレス、布団カバー、枕、枕カバー、シーツの洗濯管理費用)	150円/日	実費
日常生活用品費(シャボン剤・リンズ・ボディソープ・フェイスタオル・バスタオル・おしぼり等)	215円/日	実費
医療機関受診付添費	無料	実費
協力医療機関	1,800円/時間	実費
市内医療機関	1,800円/時間	実費
市外医療機関	プラス ガソリン代 220円/km	実費
移送費	市内(往復) 1,100円/回 市外 220円/km	実費
移送時付添費(施設職員付添)	1,000円/回	実費
医療保険適用外自費検査料(感染症等)	1,100円/回	実費
買い物代行費	110円/日	実費
金銭管理費	55円/回	実費
レクリエーション費	700円/一食	実費
客膳費(ご家族等への食事提供費用)	484円/一泊	実費
寝具使用料(ご家族等が宿泊し、施設の寝具を使用される場合)		実費
オムツ代・消耗品等		無料
行事・趣味材料費(新年会、敬老会、クリスマス会など各種施設内行事)		無料
洗濯乾燥機使用料		無料
カラオケ使用料		無料
パソコン機使用料		無料
電話・インターネット接続費及び使用料		実費

※サービスの提供に要する費用について

ご夫婦で入所する場合は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とします。

その結果、それぞれの対象収入が150万円以下に該当する場合は、上記表の金額から30%減額した額をお一人ずつからの徴収額とします。

ケアハウスえんれい草 利用料金表（特定入所 2割負担者用）

サービスの提供に要する費用	生活費	居住費 (※1)	本人負担		介護費用1割負担額（1か月30日で計算）（※2）					居室に係る 水光熱費他 (※3)	
			5月～9月	10月～4月	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
対象収入											
150万円以下	10,000		90,624	98,874	1,092円/日	1,228円/日	1,370円/日	1,500円/日	1,640円/日		
160万円以下	13,000		93,624	101,874							
170万円以下	16,000		96,624	104,874							
180万円以下	19,000		99,624	107,874							
190万円以下	22,000		102,624	110,874							
200万円以下	25,000	34,300	105,624	113,874			38,540/月	47,796/月	56,788/月	15,000	
210万円以下	30,000		110,624	118,874							
220万円以下	35,000		115,624	123,874							
230万円以下	40,000		120,624	128,874							
240万円以下	45,000		125,624	133,874							
240万円超	51,900		132,524	140,774							

※1) 10月～4月までは暖房費として毎月8,250円が居住費に加算されます。

※2) 科学的介護推進体制加算（80円/月）・生産性向上推進体制加算Ⅱ（20円/月）・サービス提供体制強化加算Ⅰ（44円/日）・夜間看護体制加算Ⅱ（18円/日）・介護職員等処遇改善加算Ⅲ（11%/月）を含みます。  
その他に口腔栄養スクリーニング加算が入所時、6カ月に1回（40円/月）が加算されます。（算定月…入所月・6月・12月）（入所月以降は6カ月経過後の算定月）

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から退院・退所され、えんれい草に入居された方が入居から30日に限り（60円/日）が加算されます。  
入居後30日を超える病院や診療所への入院は退院後から30日に限り（60円/日）が加算されます。  
医療機関へ退居する入居者へ退居後の心身の状況、生活歴等を示す書類を提供した場合には退居時情報提供加算として（500円）が加算されます。

※3) 居室で使用する水道・電気・ガス・ゴミ処分費・町内会費を指し、一律料金となります。

○その他利用料金

衛生費（マットレス、布団カバー、枕、靴カバー、シーツの洗濯管理費用）	150円/日
日常生活用品費（シャンプー・リンス・ボディソープ・フェイスタオル・バスタオル・おしぼり等）	215円/日
医療機関受診付添費	無料
協力医療機関	1,800円/時間
市内医療機関	1,800円/時間
市外医療機関	プラス ガソリン代 220円/km
移送費	市内（往復） 1,100円/回 市外 220円/km
移送時付添費（施設職員付添）	1,000円/回
医療保険適用外自費検査料（感染症等）	実費
買い物代行費	1,100円/回
金銭管理費	110円/日
レクリエーション費	55円/回
客膳費（ご家族等への食事提供費用）	700円/一食
寝具使用料（ご家族等が宿泊し、施設の寝具を使用される場合）	484円/一泊
オムツ代・消耗品等	実費
行事・趣味材料費（新年会、敬老会、クリスマス会など各種施設内行事）	実費
洗濯乾燥機使用料	無料
カラオケ使用料	無料
マッサージ機使用料	無料
電話・インターネット接続費及び使用料	実費

※サービスの提供に要する費用について

ご夫婦で入所する場合は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とします。

その結果、それぞれの対象収入が150万円以下に該当する場合は、上記表の金額から30%減額した額をお一人ずつからの徴収額とします。

ケアハウスえんれい草 利用料金表 (特定入所 3割負担者用)

R7/2/1 改訂

サービスの提供に要する費用	生活費	居住費 (※1)	本人負担		介護費用/割負担額 (1か月30日で計算) (※2)					居室に係る 水光熱費他 (※3)	
			5月～9月	10月～4月	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
対象収入											
150万円以下	10,000		90,624	98,874	1,638円/日	1,842円/日	2,055円/日	2,250円/日	2,460円/日		
160万円以下	13,000		93,624	101,874							
170万円以下	16,000		96,624	104,874							
180万円以下	19,000		99,624	107,874							
190万円以下	22,000		102,624	110,874							
200万円以下	25,000	46,324	105,624	113,874			57,810円/月	71,694円/月	85,182円/月		15,000
210万円以下	30,000		110,624	118,874							
220万円以下	35,000		115,624	123,874							
230万円以下	40,000		120,624	128,874							
240万円以下	45,000		125,624	133,874							
240万円超	51,900		132,524	140,774							

※1) 10月～4月までは暖房費として毎月8,250円が居住費に加算されます。

※2) 科学的介護推進体制加算 (120円/月)・生産性向上推進体制加算Ⅱ (30円/月)・サービス提供体制強化加算Ⅰ (66円/日)・夜間看護体制加算Ⅱ (27円/日)・介護職員等処遇改善加算Ⅲ (11%/月)を含みます。  
その他に口腔栄養スクリーニング加算が入所時、6カ月に1回 (60円/月) が加算されます。(算定月・6月・12月) (入所月以降は6カ月経過後の算定月)

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から退院・退所され、えんれい草に入居された方が入居から30日に限り (90円/日) が加算されます。  
入居後30日を超える病院や診療所への入院は退院後から30日に限り (90円/日) が加算されます。  
医療機関へ退居する入居者へ退居後の心身の状況、生活歴等を示す書類を提供した場合に退居時情報提供加算として (750円) が加算されます。

※3) 居室で使用する水道・電気・ガス・ゴミ処分費用・町内会費を指し、一律料金となります。

○その他利用料金

衛生費 (マットレス、布団カバー、枕、枕カバー、シーツの洗濯管理費用)	150円/日
日常生活品費 (シャンプー・リンス・ボディソープ・フェイスタオル・バスタオル・おしぼり等)	215円/日
医療機関受診付添費	無料
協力医療機関	1,800円/時間
市内医療機関	1,800円/時間
市外医療機関	プラス ガソリン代 220円/km
移送費	市内 (往復) 1,100円/回 市外 220円/km
移送時付添費 (施設職員付添)	1,000円/回
医療保険適用外自費検査料 (感染症等)	実費
買い物代行費	1,100円/回
金銭管理費	110円/日
レクリエーション費	55円/回
客膳費 (ご家族等への食事提供費用)	700円/一食
寝具使用料 (ご家族等が宿泊し、施設の寝具を使用される場合)	484円/一泊
オムツ代・消耗品等	実費
行事・趣味材料費 (新年会、敬老会、クリスマス会など各種施設内行事)	実費
洗濯乾燥機使用料	無料
カラオケ使用料	無料
マッサージ機使用料	無料
電話・インターネット接続費及び使用料	実費

※サービスの提供に要する費用について

ご夫婦で入所する場合は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とします。

その結果、それぞれの対象収入が150万円以下に該当する場合は、上記表の金額から30%減額した額をお一人ずつからの徴収額とします。

ケアハウスえんれい草 利用料金表（一般入所者用）

サービスの提供に要する費用	生活費	居住費 (※1)	本人負担		小計 10月～4月
			5月～9月	10月～4月	
対象収入					
150万円以下	10,000		90,624	98,874	98,874
160万円以下	13,000		93,624	101,874	101,874
170万円以下	16,000		96,624	104,874	104,874
180万円以下	19,000		99,624	107,874	107,874
190万円以下	22,000		102,624	110,874	110,874
200万円以下	25,000		105,624	113,874	113,874
210万円以下	30,000		110,624	118,874	118,874
220万円以下	35,000		115,624	123,874	123,874
230万円以下	40,000	34,300	120,624	128,874	128,874
240万円以下	45,000	46,324	125,624	133,874	133,874
250万円以下	52,000		132,624	140,874	140,874
260万円以下	59,000		139,624	147,874	147,874
270万円以下	66,000		146,624	154,874	154,874
280万円以下	73,000		153,624	161,874	161,874
290万円以下	80,000		160,624	168,874	168,874
290万円超	84,400		165,024	173,274	173,274

居室に係る 水光熱費他 (※2)	15,000
------------------------	--------

※サービス提供に要する費用について  
ご夫婦で入所する場合は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とします。  
その結果、それぞれの対象収入が150万円以下に該当する場合は、左記表の金額から30%減額した額をお一人ずつからの徴収額とします。

※1) 10月～4月までは暖房費として毎月8,250円が居住費に加算されます。  
※2) 居室で使用する水道・電気・ガス・ゴミ処分費・町内会費を指し、一律料金となります。

○その他利用料金

衛生費(マットレス、布団カバー、枕、靴カバー、シーツの洗濯管理費用)	150円/日
日常生活用品費(シャボン・リンス・ボディソープ・フェイスタオル・バスタオル・おしぼり等)	215円/日
医療機関受診付添費	無料
協力医療機関	1,800円/時間
市内医療機関	1,800円/時間
市外医療機関	プラス ガソリン代 220円/km
移送費	市内(往復) 1,100円/回 市外 220円/km
移送時付添費(施設職員付添)	1,000円/回
医療保険適用外自費検査料(感染症等)	実費
買い物代行費	1,100円/回
金銭管理費	110円/日
レクリエーション費	55円/回
客膳費(ご家族等への食事提供費用)	700円/一食
寝具使用料(ご家族等が宿泊し、施設の寝具を使用される場合)	484円/一泊
オムツ代・消耗品等	実費
行事・趣味材料費(新年会、敬老会、クリスマス会など各種施設内行事)	実費
洗濯乾燥機使用料	無料
カラオケ使用料	無料
マッサーシ機使用料	無料
電話・インターネット接続費及び使用料	実費

## 介護保険給付対象外ご利用料金の算定方法

令和7年2月1日～

\* 1か月を30.4日で算定する（365日 ÷ 12か月）

◎サービスの提供に要する費用（ご本人の収入状況に応じ金額を算出）

- ・月の初日（1日）に入所される場合は、その月から計上する
- ・月の途中（1日以降）に入所される場合は、翌月から計上する
- ・入所後は入院や外泊等を問わず、施設に入所（在籍）中は毎月計上する

◎生活費（46,324円 ÷ 30.4日 = 1日あたり 1,524円）

- ・月の途中入所及び途中退所をされる場合、1,524円×利用日数で算定する
  - ・入院及び外泊をされた場合、1,524円×入院または外泊日数の額を、46,324円から減額する
- ※但し、一泊二日の外泊等で、朝食を摂ってから外泊に出かけ、翌日施設に戻り夕食を摂れる等の場合は減額対象としない

◎居住に関する費用（34,300円 ÷ 30.4日 = 1日あたり 1,129円）

- ・月の途中入所及び途中退所をされる場合、1,129円×利用日数で算定する
- ・入院及び外泊をされた場合でも、居室は専有となっているため減額対象としない

◎居室に係る水光熱費（15,000円 ÷ 30.4日 = 1日あたり 493円）

- ・月の途中入所及び途中退所をされる場合、493円×利用日数で算定する
  - ・入院及び外泊をされた場合、493円×入院または外泊日数の額を、15,000円から減額する
- ※但し、一泊二日の外泊等の場合は、両日とも居室を使用するため減額対象としない

◎暖房費【10月～4月】（8,250円 ÷ 30.4日 = 1日あたり 272円）

- ・月の途中入所及び途中退所をされる場合、272円×利用日数で算定する
  - ・入院及び外泊をされた場合、272円×入院または外泊日数の額を、8,250円から減額する
- ※但し、一泊二日の外泊等の場合は、両日とも居室を使用するため減額対象としない

## 個人情報保護方針

社会医療法人アンリー・デュナン会（以下「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

### 1. 個人情報の適切な取扱、管理、利用、開示、委託

- ①個人情報の取得にあたり、利用目的を開示した上で必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知又は公表し、その範囲内で利用します。
- ②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③法人が委託する医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供、委託先への適切な監督をします。

### 2. 個人情報の安全性確保の措置

- ①法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育訓練を継続的に行います。
- ②個人情報への不正なアクセス、個人情報の漏えい、滅失、又は毀損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

### 3. 個人情報の開示、訂正、更新、利用停止、削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について開示、訂正、更新、利用停止、削除、第三者提供の停止等への申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口までお問い合わせください。  
(☎0164-26-1165)

### 4. 苦情の対応

法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適正かつ迅速な対応に努めます。

平成28年8月1日  
社会医療法人アンリー・デュナン会  
理事長 永倉 隆太郎

## 個人情報の利用目的

社会医療法人アンリー・デュナン会が運営する、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所ケアハウスえんれい草では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り、安全管理に配慮する「個人情報保護規程」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 1. 施設内部での利用目的

- ①施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用に係る施設の管理運営業務のうち次のもの
  - ・入退所等の管理
  - ・会計、経理
  - ・介護事故、緊急時の報告
  - ・当該利用者への介護・医療サービスの向上

#### 2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・利用者にサービスを提供する他の居宅サービス事業者や、居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・その他の業務委託
  - ・利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
  - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
  - ・審査支払機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 1. 施設内部での利用に係る利用目的

- ①施設の管理運営業務のうち次のもの
  - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
  - ・施設等において行われる学生等の実習への協力
  - ・施設において行われる事例研究等

#### 2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

- ①施設の管理運営業務のうち
  - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ずに、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

令和7年4月1日

事業所 ケアハウスえんれい草  
管理者 吉村 大祐

## 重度化した場合における対応の指針

### ○主治医や医療機関との医療連携体制

通常時及び利用者様の状態が悪化した場合は、状況に応じて看護職が医療機関（主治医）との連絡、調整を図ります。

### ○利用者様に対する日常的な健康管理

看護職は利用者様の日常の健康状態を把握するとともに、介護職への指示、誘導を行います。介護職は看護職からの指示、誘導を受け、日常的な健康管理を行います。

### ○急変時における24時間オンコール体制

利用者様に病状等の急変が生じた場合は、看護職が24時間対応します。緊急性が高い場合は救急車搬送により、協力医療期間あるいは当施設の指定する医療機関において受診、入院となります。

### ○記録の整備

利用者様個人別に上記の業務に関する記録を作成し、ケアハウス内に保管します。

### ○入院期間中におけるケアハウス利用料金の取扱い

入院期間中に利用者様にお支払いいただく料金は、サービスの提供に要する費用と居住に関する費用をお支払いいただき、介護保険の法定利用料、生活費、居室に係る水光熱費、介護保険適用外の料金等は請求をいたしません。

社会医療法人アンリー・デュナン会  
ケアハウスえんれい草  
管理者 吉村 大祐

## 介護サービス利用の皆様へのお願い

介護職員への「ハラスメント」が全国的な問題となっています。

介護サービス事業所は、サービスを利用される方やそのご家族等と信頼関係を築きながら、利用者の皆様が安心して生活が出来るよう日々支援を行っています。

一方で、近年、介護の現場では、一部の利用者やご家族等による**介護職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメント**などの発生が問題となっています。

ハラスメント行為は介護職員の尊厳や心身を傷つけるだけでなく、利用者の皆様ご自身の継続的で円滑なサービス利用の支障にもなり得ます。

サービスを適正に利用いただき、介護職員が安心して働くことができるよう皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

**次のような行為があれば、ハラスメントに該当し、サービスの提供に支障がおよぶ場合もあります。**

<b>身体的暴力</b>	<b>身体的な力を使って危害を及ぼす、またはその恐れのある行為</b> [例] ○ たたく、ける、手をひっかく、つねる ○ 物を投げつける、つばを吐く
<b>精神的暴力</b>	<b>個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける行為</b> [例] ○ 大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で接する ○ 理不尽な要求をする、特定の職員にいやがらせをする
<b>セクシャルハラスメント</b>	<b>意に添わない性的誘い掛け・嫌がらせ行為、好意的態度の要求等</b> [例] ○ 必要もなく身体をさわる、抱きしめる ○ 卑猥な言動を繰り返す、猥褻な図画を見せる

**当施設では、上記の行為が発覚した場合サービスの提供をお断りする場合があります**

## 利用者様並びに御家族様へ

当施設では利用者様が快適な入居生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さいますよう、お願い申し上げます。



### 【高齢者の特徴に関して】

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷の恐れがあります。
- ケアハウスえんれい草では、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性ががあります。
- 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。



- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血がしやすい状態にあります。

- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢に伴う脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。



当施設では、上記に対しても十分心得て看護・介護を行っておりますが、このことは、ご自宅でも起こりうることでありますので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明でわからないことがございましたら、ご遠慮なく看護師・介護職員にお尋ねください。

ケアハウス えんれい草  
管理者 吉村 大祐